

議案第13号

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正
する条例の制定について

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

鶴瀬駅西口整備事務所の所在地の変更等に伴い、富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正
する条例

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条―第8条」を「第7条・第8条」に改める。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第5条中「大字鶴馬3505番地1」を「鶴瀬東1丁目6番39号」に改める。

第7条第2項中「施行者は、前項」を「前項」に改める。

第8条第1項中「評価員」を「法第65条第1項に規定する評価員（以下「評価員」という。）」に改める。

第10条第2項及び第3項中「施行者」を「市長」に改める。

第11条第2項中「選挙又は」を「選挙され、又は」に改める。

第12条第2項中「令第22条第1項」を「同条第1項」に、「施行者」を「市長」に改める。

第13条第3項中「施行者」を「市長」に改め、同条第7項中「第58条」を「第59条第5項」に改める。

第14条中「選挙による委員」を「当選人」に、「となるのに」を「となるために」に、「4分の1」を「4分の1以上」に改める。

第15条中「欠員」を「欠員の数」に改める。

第16条中「施行者は速やかに」を「市長は、速やかに」に改める。

第17条中「換地を」を「換地及び清算金の額を」に改める。

第18条第2項及び第3項中「立ち会い」を「立会い」に改める。

第20条中「法第65条第1項に規定する」を削る。

第26条第5項中「毎回の徴収」を「、毎回の徴収金額」に改める。

第27条第1項中「毎に41円」を「ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額に相当する額」に、「係わる」を「係る」に改める。

第30条中「第103条第2項」を「第103条第2項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。